に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「と、」とあるのは「と」を「）」と、」とあるのは「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「。）並びに」に、「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、」を「。）の規定」とあるのは「。）並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項の規定」と、」に改め、同条第九項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の三第二項第四号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第三項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる給与等の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第五項中「と、」とあるのは「と」を「）」と、」とあるのは「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「。）及び」に、「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、」を「。）の規定」とあるのは「。）及び震災特例法第十七条の三第一項の規定」と、」に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第六項第二号」に改める。

第十七条の三の二第二項第五号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第四項中「と、」とあるのは「と」を「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」と、」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。」を加え、「（同法」を「（福島復興再生特別措置法」に改め、同条第二項第五号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第四項中「と、」とあるのは「と」を「）」と、」とあるのは「）」と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第百四十四条の四第一項第三号中「。）の規定」とあるのは「。）及び」に、「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、」を「。）の規定」と、」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の四第一項中「第四十二条の三第三項」を「第四十二条の三第四項」に改める。

第十七条の五第二項中「第四十二条の四第六項第六号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第十八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に改める。

第十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「に、賃貸住宅のうち」を「に」に、「地域をいう。以下この項及び」を「地域をいい、東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域を除く。」に改め、「）内において」の下に「、賃貸住宅のうち」を加え、「当該特定激甚災害地域内において」を削り、「（次項」を「（同項」に、「の百分の五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において法人税法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の七十）に相当する」を「に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

二　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十八）

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第八項第六号」に改め、同条第四項中「移転することとなった場合を」を「移転した場合を」に改め、同項第三号中「移転することとなった」を「移転した」に改め、同条第八項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十一項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改める。

第十八条の五第一項中「又は前条第一項の規定」を「若しくは前条第一項の規定又は単体特例規定（減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。）」に、「又は第二十六条の四第一項の規定」を「若しくは第二十六条の四第一項の規定又は第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」に改め、「第十八条の四第一項に」の下に「と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」を、「若しくは第二十六条の四第一項の規定」の下に「若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」を加え、「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十二号に規定する確定申告書」と、「法人税法第五項中「青色申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、」を「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第一項、第十七条の二の二第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第一項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中」に改める。

第十八条の六第一項中「又は第十八条の四第一項の規定」を「若しくは第十八条の四第一項の規定又は単体特例規定」に改める。

第十八条の七第一項中「又は第十八条の四の規定」を「若しくは第十八条の四の規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（第四号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同項第四号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第十八条の七第一項に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第十八条の八第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「第四項及び第十一項第二号」を「以下この条」に改め、「第一号」の下に「及び第八項」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項中「当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた」を「適格合併又は適格分割により当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業の全部を移転した」に、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　当該福島再開投資等準備金に係る避難解除等区域復興再生推進事業を廃止した場合　その廃止の日における当該避難解除等区域復興再生推進事業が記載された認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る福島再開投資等準備金の金額